

- 政府の自己改善機能として、行政評価局の毎年度の運営方針を対外的に示すため、大臣決定するもの
- 前例のない課題に果敢に挑戦し、社会経済の変化に対応できる行政を実現するための政策形成・評価の改革に対応し、政策評価、行政運営改善調査、行政相談の各機能を通じて、局一体として取組を推進する方針を提示
  - 政策評価 政策効果の把握・分析機能の強化等に向けた各府省の取組支援
  - 行政運営改善調査 政策効果の把握・分析に重点的に取り組み、各府省の政策を前に進める調査を実施
  - 行政相談 個別の相談事案に丁寧に対応する中で、政策効果の把握や改善方策の検討等に役立つ情報を収集

## プログラムの主な内容

### <政策形成・評価の在り方と制度官庁としての役割の転換>

- 前例のない課題に挑戦し、変化に対応できる行政を実現するため、各府省の政策効果の把握・分析機能を強化し、意思決定過程での活用を推進する改革を実行
- 意思決定の質を高める取組を重視し、制度官庁としても責任を負いながら、各府省の前向きな挑戦を後押し

### <令和5年度の重点取組事項>

- 意思決定で求められるエビデンスの水準や分析手法等について、政策評価審議会での議論も踏まえ、技術的ガイドラインを策定
- 行政運営改善調査は、各府省の課題解決につながるよう、できていないことの指摘ではなく、政策効果を把握・分析し、改善方策を提示することを重視 ※ 調査テーマは、政策評価審議会の議論を経て、タイムリーに大臣決定
- 勧告等への各府省の対応状況だけでなく、実際に行政課題の解決につながったかを把握・分析し、調査業務を改善
- 個々の相談事案への対応と課題解決の状況等について分析を行い、相談業務の運営を改善

※ このほか、行政機関が行う政策の評価に関する法律第13条の規定に基づき、総務省が行う政策の評価に関する実施方針等を提示